

川崎市里親養育援助事業実施要綱

平成29年4月1日 29川ここ福第156号（市長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、里親支援事業実施要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第44号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の規定に基づき、里親及び里親型児童ファミリーグループホーム（以下「ファミリーホーム」という。）への支援の充実を図るために実施する里親養育援助事業（以下「養育援助事業」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（実施機関）

第2条 養育援助事業の実施機関は、川崎市こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）とする。

（事業内容）

第3条 こども家庭センター所長は、第9条に規定する生活援助及び相談援助を必要とする里親及びファミリーホーム（以下「利用者」という。）に対し、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす満25歳以上満65歳以下の者であって、援助者登録簿（第1号様式）に登録されたもの（以下「援助者」という。）を派遣するものとする。ただし、こども家庭センター所長が必要と認めた場合に限り、満65歳を超えた者を援助者とすることができる。

- (1) 保育士の資格を有する者
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて、学士を称するものを得た者
 - (3) その他こども家庭センター所長が第1号及び第2号に定める者と同等以上の能力を有すると認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、利用者に対し、里親養育に関する知識と経験をもつ満20歳以上の者で、こども家庭センター所長の指定する研修を修了し、こども家庭センター所長が適当と認めた者を援助者として派遣することができる。

(事業実施)

第4条 養育援助事業は、児童相談所（他都市が設置するものを含む。以下同じ。）が委託した児童（以下「委託児童」という。）を現に養育している川崎市内に住所を有する里親（里親の種別は問わない。以下同じ。）又はファミリーホーム（川崎市が指定したものに限る。）が次の各号のいずれかに該当する場合に、実施するものとする。ただし、近隣の他の市町村に住所を有する川崎市登録里親であっても、援助者の派遣が可能であるところども家庭センター所長が認めた場合には、養育援助事業を実施することができる。

- (1) 新規に児童の委託を受けた場合（当該児童の委託開始から6月間に限る。）
- (2) 4人以上の委託児童を養育する場合
- (3) 里親が援助の必要がある児童及び障害を持つ児童を養育している場合で、安全管理上、援助者を派遣することが必要であると認められる場合
- (4) 里親自身のけが、病気、育児不安等の理由で家事又は育児の援助が必要であると認められる場合
- (5) 実子又は委託児童の学校行事への参加、児童相談所への通所、委託児童と実親との面会への付き添いその他実子を含めた児童に係る行事等がある場合
- (6) その他子ども家庭センター所長が援助の必要性を認めた場合

2 養育援助事業の実施に係る援助者の派遣時間は1日当たり5時間を限度とし、1月あたりの当該派遣時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前項第1号又は第2号に該当する場合 30時間
- (2) 前項第3号、第4号、第5号又は第6号に該当する場合 10時間
- (3) 前号の場合であって、委託児童の福祉に著しい支障があると子ども家庭センター所長が認める場合 30時間

3 月の途中で児童の委託が解除になること等の理由により第1項第1号又は第2号に該当しなくなった場合の前項に定める1月当たり派遣時間は、同一月内に限り、同項第1号に定めるとおりとする。

4 援助者が利用者と同居の親族である場合は、当該利用者に対して当該援助者を派遣することはできない。

(費用負担)

第5条 子ども未来局子ども支援部子ども保健福祉課（以下「子ども保健福祉課」という。）は、第10条第2項の規定に基づき、援助者に対し、派遣1時間につき1,000円の

謝礼を支払うものとする。ただし、派遣時間が1時間に満たない場合には、30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は切り上げる。

- 2 派遣に必要な交通費等の実費は利用者が負担するものとする。
- 3 第4条第2項及び第3項に定める日数及び時間を超えて援助者を派遣することについてはこれを妨げない。ただし、超過した日数及び時間分の援助者への謝礼は、利用者が負担するものとする。

(援助者の登録等)

第6条 援助者になることを希望する者は、援助者登録申込書（第2号様式）をこども家庭センター所長へ提出するものとする。

- 2 こども家庭センター所長は、援助者登録申込書を受理したときは、第3条の規定に基づき、援助者に登録し又は登録しないことを決定し、申込者宛て援助者登録決定通知書（第3号様式）を送付するものとする。
- 3 援助者は、登録を辞退する場合には、援助者登録辞退届（第4号様式）をこども家庭センター所長に提出するものとする。
- 4 こども家庭センター所長は、援助者登録辞退届を受理したときは、当該援助者を援助者登録簿から抹消するものとする。

(援助者の責務)

第7条 援助者は、利用者へ援助を行うにあたり、当該家庭の生活習慣を尊重しなければならない。

- 2 援助者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(援助申請等)

第8条 利用者は、援助の必要が生じた場合は、養育援助申請書（第5号様式）により援助を要する日から起算して7日前までにこども家庭センター所長宛て申請を行う。ただし、緊急を要する事情がある場合であって、こども家庭センター所長が認めるときは、この限りではない。

- 2 こども家庭センター所長は、第4条の規定に基づき、利用者及び委託児童の状況、居住する地域等を勘案し、派遣する援助者を決定するものとする。
- 3 援助期間、内容等については、こども家庭センターが利用者及び援助者と調整の上決

定し、援助者派遣決定通知書（第6号様式）により利用者に通知し、援助者派遣決定通知書（第6号の2様式）により援助者に通知するものとする。

- 4 こども家庭センター所長は、援助者の活動を把握するため、援助者活動実績記録簿（第7号様式）を備えるものとする。

（援助内容）

第9条 援助者は、利用者の申請に基づき、生活援助及び相談援助を行うものとする。

- 2 前項に定める生活援助の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食事の支度
- (2) 衣類の洗濯
- (3) 住居の掃除
- (4) 生活必需品の買い物
- (5) 委託児童の生活補助及び付き添い（買い物や通院等による外出を含む。）
- (6) 関係機関との連絡
- (7) その他利用者が必要と認める家事援助

- 3 第1項に定める相談援助は、援助者が、利用者が行う養育に関する軽易な相談を行うものとし、継続して相談援助を行う場合には、利用者は、こども家庭センター所長から必要な助言を受けることとする。

（報告）

第10条 援助者は、援助を行った日ごとに養育援助実施報告書（第8号様式）に必要事項を記入の上、当該援助を行った日の属する月の翌月7日までにこども家庭センター所長宛て報告しなければならない。

- 2 こども家庭センター所長は、援助者から報告のあった養育援助実施報告書の内容を確認し、援助者が援助を行った日の属する月の翌月末日までに、こども保健福祉課長宛て報告するものとする。

（登録期間と登録更新の要件）

第11条 援助者登録の有効期間は、登録の日から5年間とする。ただし、満65歳を超えて援助者として登録されている者の援助者登録の有効期間は、登録の日から1年間とする。

- 2 登録期間満了後も援助者としての活動を希望する者は、こども家庭センター所長の指定する研修に参加し、これを修了しなければならない。
- 3 こども家庭センター所長は、前項の研修を修了した者を援助者として再度登録することができる。この場合において、こども家庭センター所長は、当初の申込み時の内容及び現在の状況を比較し、必要に応じて調査の上、登録について判断するものとする。

(身分証明書)

- 第12条 こども家庭センター所長は、援助者が身分を明確にし、職務の適正な執行を図るため、援助者の登録決定にあたり身分証明書（第9号様式）を発行するものとする。
- 2 援助者は、身分証明書を常に携帯し、必要がある場合は提示しなければならない。
 - 3 援助者は、身分証明書を他人に貸与又は譲渡してはならない。
 - 4 援助者は、次条に定める事由により援助者の身分を失った場合は、身分証明書をすみやかにこども家庭センターへ返還しなければならない。

(取消し)

- 第13条 こども家庭センター所長は、援助者が次の各号に掲げる事由に該当する場合は、援助者の登録を取り消すことができる。
- (1) こども家庭センター所長の指定する必要な研修を受けなかったとき。
 - (2) 援助をするに際し交付した援助者派遣決定通知書に記載されたこども家庭センターの指示事項に反したとき。
 - (3) 第7条第1項又は第2項に規定する事項に反したとき。
 - (4) 利用者及び委託児童に不利益を及ぼしたとき。
 - (5) 第6条第3項に定める援助者登録辞退届の提出があったとき。
 - (6) その他養育援助事業の趣旨に反したとき。

(情報提供)

- 第14条 利用者は援助者に対し援助に必要な範囲で、委託児童の生活習慣や学校での様子等の、援助者に情報を提供するよう努めるものとする。

(その他)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、こども未

来局長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 川崎市里親養育援助事業実施要綱（20川市こ福第486号こども本部長専決）は、
廃止する。